

ご存知でしょうか？

(労働編)

□の中に、○か×でお答えください。

[1 問 10 点]

1	従業員の労働時間は、原則 1 日 8 時間を超えないようにしなければならない。	⇒	☐
2	従業員を解雇する場合は、解雇予告を 2 週間以上前にする必要がある。	⇒	☐
3	従業員が未成年の場合は、保護者(父母など)に給料を渡さなければならない。	⇒	☐
4	労働時間が 8 時間を超える場合は、労働時間の途中に1時間以上の休憩を与えなければならない。	⇒	☐
5	休日は、毎週少なくとも 2 日を与える必要がある。	⇒	☐
6	年次有給休暇は、パート・アルバイト従業員には入社後半年経過しても発生しない。	⇒	☐
7	年次有給休暇は、1 年経過すると時効により消滅する。	⇒	☐
8	午後 10 時から午前 5 時まで働いた従業員には、深夜労働に対する割増賃金を支払わなければならない。	⇒	☐
9	常時 5 人以上従業員(パート含む)がいる会社は、就業規則を作成し、届けなければならない。	⇒	☐
10	現在の山梨県の最低賃金は、本日(令和 7 年 11 月 16 日)現在、1 時間あたり 988 円である。	⇒	☐

合計 _____ **点 / 100 点**

※各制度の原則的なことをクイズにしました。

例外や特例がある場合がございますので、詳しくは社会保険労務士にお問い合わせください。

あなたの職場のトラブル、あっせん申し立てをしてみませんか？

社労士会労働紛争解決センター山梨

労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聞くなどしながら、その知見と経験を活かして個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

お問い合わせはこちら

山梨県社会保険労務士会

TEL055-244-6064 FAX055-244-6065 ysr@dream.ocn.ne.jp

山梨県社会保険労務士会 県民の日無料相談会

令和7年11月16日（日）

回 答

1	○ 原則、1日8時間1週40時間（特例事業週44時間）を超えてはいけません。
2	× 少なくとも30日以上前に予告するか、30日分以上の平均賃金の支払いが必要です。
3	× 賃金を労働者の親権者や代理人に支払うことは賃金の直接払いの原則に違反します。
4	○ 1時間以上の休憩を労働時間の途中に与える必要があります。
5	× 毎週少なくとも1日、または4週を通じて4日以上の日を休ませなければなりません。
6	× 原則として、雇用形態（正社員、パート、アルバイト）にかかわらず、一定の要件（雇入れの日から6ヶ月が経過、その期間の全労働日の8割以上を出勤）を満たせばすべてに労働者に発生する権利です。月の就業日数に応じた比例付与制度もあります。
7	× 年次有給休暇は、2年間経過すると時効により消滅します。
8	○ 深夜労働に対しては、例えそれが所定労働時間であっても、通常勤務の社員の賃金に比べ2割5分以上の割増賃金を支払う必要があります。
9	× 常時10人以上の従業員（労働者：正社員、パート含む）がいる会社は必要です。
10	○ 本日（令和7年11月16日）現在、山梨県の最低賃金は、1時間あたり988円です。ただし、令和7年12月1日より「1時間あたり1,052円」となります。

山梨県社会保険労務士会では定例の無料相談会を実施しています

☆ 支部の相談会 時間：午前10時～12時、午後1時～4時（予約不要。受付3時迄。日時場所は、変更される場合があります。）

開催日（令和7年度）	場 所	共 催	担当支部
毎月第2・第4日曜日	甲府市役所 4階相談室 a 甲府市丸の内1-18-1	甲府市産業部雇用創生課 055-237-5736	甲府支部
4～12偶数月 第1金曜日	南アルプス市役所 本庁舎 南アルプス市小笠原376	市民活動支援課 055-282-6493	巨摩支部
4・6・7・9・11・1・3月 第3木曜日 ※3月のみ3/27	富士川町役場 本庁舎 富士川町天神中条1134	富士川町 町民生活課 0556-22-7216	巨摩支部
5月16日、11月7日 2月20日	身延町中富総合会館 身延町切石360	身延町 総務課 0556-42-2111	巨摩支部
7月・9月・2月 第1金曜日	竜王北部公民館 研修室 甲斐市篠原2610	甲斐市市民活動支援課 055-278-1704	巨摩支部

☆ 【予約制】 総合労働相談所(TEL：055-244-6064)

日 時	場 所	お申し込み方法
日：ご相談のうえ 時間：10：30～16：00	山梨県社会保険労務士会内 甲府市酒折1-1-11 日星ビル2F	受付時間：平日午前9時から 午後5時まで

社会保険労務士は、法律で守秘義務が課されており、相談の秘密は守られます。